

資料2

次期千葉県保健医療計画策定(リハビリテーション対策)のスケジュールについて(案)

現在の千葉県保健医療計画に地域リハビリテーションに関する位置付けがあり、令和5年度までの計画期間となっていることから、令和5年度中に次期計画の策定作業が見込まれている。

策定にあたって、現状把握のため調査実施、検討部会の設置などが必要となる。スケジュールの概要は以下のとおり。

1 令和2年度の事務事業

第2回千葉県地域リハビリテーション協議会において、スケジュール概要及び地域リハビリテーション関係機関調査について検討

2 令和3年度の事務事業

- ①地域リハビリテーション関係機関調査を実施、協議会へ結果を報告
- ②県政に関する世論調査の実施、協議会へ結果を報告
- ③千葉県地域リハビリテーション検討部会設置について協議会で検討
- ④広域支援センターのあり方検討WGの設置について協議会で検討

3 令和4年度の事務事業

- ①千葉県地域リハビリテーション検討部会の設置・運営
(第1回7月、第2回10月、第3回12月、第4回1月を目安として開催)
- ②広域支援センターのあり方検討WGの設置・運営
- ③千葉県における今後の地域リハビリテーション支援体制のあり方に関する報告書の作成
- ④千葉県地域リハビリテーション協議会における検討
千葉県保健医療計画(リハビリテーション対策)素案の策定

4 令和5年度の事務事業

千葉県地域リハビリテーション協議会で千葉県保健医療計画(リハビリテーション対策)案の策定

※千葉県保健医療計画は、医療法第30条の4の規定による医療計画であり、リハビリテーション対策についても、計画策定全体作業の中で検討される。